

税理士懲戒処分のお知らせ

左記の会員は税理士法（以下「法」という）、第45条第1項及び同第46条の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

記

1、氏名

鼓 昭雄（ツヅミ アキオ）

麻布支部 登録番号 第77270号

2、処分内容

税理士業務の禁止

3、处分年月日（处分の効力発生日）

平成17年1月19日（同年1月20日）

4、処分理由

関与先会社代表者から依頼され、架空仕入、架空雑損失の計上及び売上の翌期繰延べなどを行い、所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成したことは、故意に真正の事実に反して税務書類の作成をしたものである（法第45条第1項該当）。

また、税理士業務に関する帳簿を作成していなかつた（法第41条違反 同第46条該当）。

5、違反・該当条項

法第41条（帳簿作成の義務）、同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）同第46条（般の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

平成17年3月1日

東京税理士会